

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は住民基本台帳事務における特定個人情報事務ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

墨田区長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	<p>市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。</li> <li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li> <li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知</li> <li>⑤本人又は同一の世帯に属するものの請求による住民票の写し等の交付</li> <li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li> </ul>
③対象人数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 30万人以上 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満                                    3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満                                    5) 30万人以上</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>①住民基本台帳管理機能              住民基本台帳記載事項を随時更新する。              住民票の新規作成、削除、内容の更新をする。</p> <p>②証明書の発行機能              転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民票の写し及び記載事項証明書等の発行をする。</p> <p>③出入国在留管理庁との連携機能              外国人住民票の記載・修正・消除等を出入国在留管理庁通知・市町村通知で連携する。</p> <p>④宛名管理システムとの連携機能              住民基本台帳への異動が生じたとき宛名管理システムへ情報を連携する。</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークとの連携機能              住民基本台帳への異動が生じたとき住民基本台帳ネットワークシステムへ情報を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ O ] 庁内連携システム</p> <p>[ O ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( サービス検索・電子申請機能 )</p>
システム2	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p> <p>(1) 本人確認情報              既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>(2) 本人確認</p>

②システムの機能	<p>特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付ける際は、あわせて個人番号カードが提示されねばならぬ。当該個人番号カードを用いて、個人番号登録情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
<b>システム3</b>	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価実施機関における住民基本台帳登録者及び住民基本台帳登録者以外の者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)の管理</li> <li>・各システムの宛名番号から団体内統合宛名番号を管理</li> <li>・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信</li> <li>・中間サーバーとのデータ連携</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー 各業務システム )</p>
<b>システム4</b>	
①システムの名称	中間サーバー
	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合

	<p>宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>①符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のために情報等について連携するための機能</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [    ] 税務システム</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
<b>システム5</b>	
<p>①システムの名称</p>	サービス検索・電子申請機能
<p>②システムの機能</p>	<p>【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等 [    ] 税務システム</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
<b>システム6~10</b>	
<b>システム6</b>	
<p>①システムの名称</p>	証明書自動交付システム
<p>②システムの機能</p>	<p>【証明書データ作成等機能】 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能 【利用者証明書用電子証明書等の利用】 利用者証明書用電子証明書等の情報を用いて個人を特定し、住民票の写し等証明書のPDFデータを作成する機能</p>

	成する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ○ ] その他 (証明書交付センター )
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>(1)住民基本台帳ファイル 住民基本台帳ファイルは、区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)について、区が適正な行政を行う基礎となるため、常に正確な記録を整備しておく必要がある。            ①各種申請・届出があった際に情報を検索する。            ②住民票の記載事項と来庁者が持参した、本人確認書類(身分証明書等)等に相違がないか確認する。            ③住民基本台帳ファイルの記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民基本台帳ファイルの更新を行い、当該住民基本台帳ファイルの更新を元に、本人確認情報ファイルを更新する。            ④住民基本台帳ファイルと市町村CSの本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、整合性確認用情報を提供する。</p> <p>(2)本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として当区内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。            ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。            ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。            ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。            ④個人番号カードを利用した転入手続を行う。            ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。            ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(3)送付先情報ファイル 市区町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することが認められており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)</p>
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が必要となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	

法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>

## 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>(「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令」における情報提供の根拠)</p> <p>第二条表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令」における情報照会の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

## 7. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民部窓口課
②所属長の役職名	窓口課長

## 8. 他の評価実施機関

--

(別添1) 事務の内容

別紙1のとおり

(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※ 住民基本台帳に記録された者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む。	
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> [個人番号] <input type="checkbox"/> [個人番号対応符号] <input type="checkbox"/> [その他識別情報(内部番号)] ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> [4情報(氏名、性別、生年月日、住所)] <input type="checkbox"/> [連絡先(電話番号等)] <input checked="" type="checkbox"/> [その他住民票関係情報] ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> [国税関係情報] <input type="checkbox"/> [地方税関係情報] <input type="checkbox"/> [健康・医療関係情報] <input checked="" type="checkbox"/> [医療保険関係情報] <input checked="" type="checkbox"/> [児童福祉・子育て関係情報] <input type="checkbox"/> [障害者福祉関係情報] <input type="checkbox"/> [生活保護・社会福祉関係情報] <input checked="" type="checkbox"/> [介護・高齢者福祉関係情報] <input type="checkbox"/> [雇用・労働関係情報] <input checked="" type="checkbox"/> [年金関係情報] <input type="checkbox"/> [学校・教育関係情報] <input type="checkbox"/> [災害関係情報] <input type="checkbox"/> [その他 ( ) ]	
その妥当性	各情報は、住民基本台帳法第7条各号に定められた項目である。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	窓口課 各出張所	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )						
②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( )						
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。						
④入手に係る妥当性		区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。						
⑤本人への明示		番号法第9条各項、同法第14条1項						
⑥使用目的 <b>※</b>		・住民基本台帳ファイルの記載事項を随时変更 ・住民票等各種証明書の発行 ・本人確認情報を更新・管理・訂正の為既存住基システムで検索する						
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td> <td>窓口課 各出張所</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	変更の妥当性	-	使用部署 <b>※</b>	窓口課 各出張所	使用者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p>
変更の妥当性	-							
使用部署 <b>※</b>	窓口課 各出張所							
使用者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p>							
⑧使用方法 <b>※</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>各種申請・届出があった際に情報を検索する。</li> <li>住民票の記載事項と来庁者が持参した、本人確認書類(身分証明書等)等に相違がないか確認する。</li> <li>住民基本台帳ファイルの記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民基本台帳ファイルの更新を行い、当該住民基本台帳ファイルの更新を元に、市町村CS本人確認情報ファイルを更新する。</li> </ul>						
<table border="1"> <tr> <td>情報の突合 <b>※</b></td> <td>・受領した各種届出書、本人確認書類と住民基本台帳ファイルに保存されている各種情報を突合する。 ・個人番号を生成する場合、個人番号の生成元である、住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 <b>※</b></td> <td>人口統計等の統計は行っているが、個人番号を使用した統計等は行っていない。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b></td> <td>該当なし</td> </tr> </table>		情報の突合 <b>※</b>	・受領した各種届出書、本人確認書類と住民基本台帳ファイルに保存されている各種情報を突合する。 ・個人番号を生成する場合、個人番号の生成元である、住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。	情報の統計分析 <b>※</b>	人口統計等の統計は行っているが、個人番号を使用した統計等は行っていない。	権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	該当なし	
情報の突合 <b>※</b>	・受領した各種届出書、本人確認書類と住民基本台帳ファイルに保存されている各種情報を突合する。 ・個人番号を生成する場合、個人番号の生成元である、住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。							
情報の統計分析 <b>※</b>	人口統計等の統計は行っているが、個人番号を使用した統計等は行っていない。							
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	該当なし							
⑨使用開始日		平成27年10月1日						

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] <選択肢> ( 5 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	既存住基システム等の運用保守業務	
①委託内容	既存住基システム等の運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民 ※ 消除者を含む。	
その妥当性	各システムの運用・保守業務を実施する際に特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	特定個人情報保護評価全項目評価書による。	
⑥委託先名	株式会社ジーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	個人番号カード交付等関連業務
①委託内容	個人番号カードの交付などに関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民 ※ 消除者を含む。
その妥当性	既存住基システムでは「2、③対象となる本人の範囲」の者の住民基本台帳情報を保有しているため、取り扱いを委託する本人の範囲も同範囲とする必要がある。
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法	墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名	キャリアリンク株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※
	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項3		住民基本台帳等の入力業務
①委託内容		住民基本台帳等の入力業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民 ※ 消除者を含む。	
その妥当性	出生や転入・転出等、住民情報に対して異動が生じた場合に入力作業が発生するため、特定個人情報ファイルの全体が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( システムの直接操作 )</p>	
⑤委託先名の確認方法	墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社パソナ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項4</b>		住民票の写し等の郵送請求処理業務、電話対応業務
①委託内容		郵送で住民票の写し等の請求があつた場合の発行及び請求先への送付に関する業務等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民 ※ 消除者を含む。	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。</li> <li>・住民基本台帳に記録されている項目を出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。</li> </ul>	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( システムの直接操作 )</p>	
⑤委託先名の確認方法	墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社パソナ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		証明書自動交付システムの運用保守	
①委託内容		証明書自動交付システムの運用及び障害対応	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民	
その妥当性		証明書自動交付システムの運用及び障害対応を行う必要があるため委託している。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( LGWAN、区役所内のサーバ室内のシステム直接操作 )</p>	
⑤委託先名の確認方法		墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社両毛システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない								
提供先1	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める情報照会者(別紙2参照)								
①法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号								
②提供先における用途	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める事務								
③提供する情報	住民票関係情報								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]    1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※ 消除者を含む。								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
⑦時期・頻度	隨時								

提供先2~5	
提供先2	教育委員会 学務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②提供先における用途	就学事務:①就学予定者の抽出、②入学通知の発行、③就学予定者、就学者の居所の把握
③提供する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 1万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線 ]  [ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ]  [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙 ]  [ <input checked="" type="radio"/> その他 ( 庁内連携システム ) ]</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先3	
提供先3	教育委員会 学務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②提供先における用途	就学援助事務:①就学援助申請書の発送対象世帯の把握、②認定処理の際の申請世帯の所得状況の把握
③提供する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 1万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線 ]  [ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ]  [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙 ]  [ <input checked="" type="radio"/> その他 ( 庁内連携システム ) ]</p>
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先4</b>	教育委員会 学務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②提供先における用途	就学時健康診断:①就学時検診対象者の抽出②就学時健康診断票の送付	
③提供する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )</p>	
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先5</b>	教育委員会事務局 学務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②提供先における用途	幼稚園保育料減免事務:減免申請者の所得状況の把握	
③提供する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )</p>	
⑦時期・頻度	随時	

<b>移転先1</b>	福祉保健部 障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先2~5	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	保育所における保育の実施及び費用の徴収に関する事務: ①保育の実施要件の確認、②保育料の決定、納付書の作成等
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 1万人未満 ]      1) 1万人未満                                  2) 1万人以上10万人未満                                  3) 10万人以上100万人未満                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                  5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	隨時
移転先3	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]      1) 1万人未満                                  2) 1万人以上10万人未満                                  3) 10万人以上100万人未満                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                  5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	隨時

<b>移転先4</b>	福祉保健部 生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 1万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 10万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 100万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 ]      [ <input type="checkbox"/> 1,000万人未満 ]</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線 ]  [ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙  [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p>	
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先5</b>	区民部 税務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]      [ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 ]      [ <input type="checkbox"/> 10万人未満 ]  [ <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 ]      [ <input type="checkbox"/> 100万人未満 ]</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ]      [ <input type="checkbox"/> 専用線 ]  [ <input type="checkbox"/> 電子メール ]      [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ]      [ <input type="checkbox"/> 紙  [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p>	
⑦時期・頻度	随時	

移転先6~10	
①法令上の根拠	区民部 国保年金課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム ] [ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ] [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 ] [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
⑦時期・頻度	隨時
移転先7	
①法令上の根拠	福祉保健部 障害者福祉課 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム ] [ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ] [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 ] [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
⑦時期・頻度	隨時

<b>移転先8</b>	子ども・子育て支援部 子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	児童扶養手当支給事務 ①手当の支給資格確認(所得要件・在住要件等) ②認定時の支給額決定及び通知 ③毎年の現況届の審査及び認定、通知 ④転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認	
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線 [      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙 [      ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	隨時	
<b>移転先9</b>	福祉保健部 高齢者福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	老人ホーム委託保護事務:①福祉の措置に関する事務、②費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ 1万人未満 ]      1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [      ] 専用線 [      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙 [      ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	隨時	

<b>移転先10</b>	福祉保健部 生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑦時期・頻度	隨時		
<b>移転先11～15</b>			
<b>移転先11</b>	子ども・子育て支援部 子育て支援課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例		
②移転先における用途	特別児童扶養手当支給事務: ①手当の支給資格確認(所得要件・在住要件・障害程度等)、②認定時の通知送付 ③毎年の現況届の審査及び通知、④転出・転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認		
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑦時期・頻度	隨時		

移転先12	福祉保健部 障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	隨時
移転先13	子ども・子育て支援部 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	児童手当支給事務又は特例給付の支給に関する事務 ①手当の支給資格確認(所得要件・在住要件等) ②認定時の支給額決定及び通知 ③毎年の現況届の審査及び認定、通知 ④転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]</p> <p>[ 1万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先14	区民部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	①広域連合電算処理システムとの世帯構成の変更などの異動情報の連携 ②被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の発行・管理に関する事務 ③後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤後期高齢者医療に係る申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥後期高齢者医療保険料の決定を行う後期高齢者医療広域連合との被保険者情報の連携 ⑦督催告・滞納処分等を行うための保険料収納状況の確認 ⑧後期高齢者医療広域連合で決定した保険料の期割額の作成 ⑨保険料の収納方法の変更・保険料口座振替の登録 ⑩保険料の過誤納付部分の還付事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	隨時
移転先15	福祉保健部 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付: ①中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務 ②身近な地域での日本語教室や地域との交流事業
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ 1万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	隨時

移転先16～20	
移転先16	福祉保健部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務: ①介護保険の被保険者の資格管理、②第1号被保険者の介護保険料の賦課、徴収 ③要介護認定(要支援認定)申請受付、④要介護(要支援)の認定、 ⑤介護サービス利用に係る保険給付等
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ] [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
⑦時期・頻度	隨時
移転先17	
移転先17	福祉保健部 障害者福祉課、保健衛生担当保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ] [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
⑦時期・頻度	隨時

<b>移転先18</b>	子ども・子育て支援部 子ども施設課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	<p>・保育施設の利用調整及び利用者負担額の徴収に関する事務          対象者：保育施設入所者、休日保育利用者、年末保育利用者          ①保育の必要性の確認 ②利用者負担額の決定、納付書の作成等</p> <p>・私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務          ①補助金額の決定、②補助金の支給</p> <p>・認証保育所利用児童の保護者に対する補助金支給事務：          ①補助金額の決定、②補助金の支給</p>	
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 1万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満          2) 1万人以上10万人未満          3) 10万人以上100万人未満          4) 100万人以上1,000万人未満          5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	隨時	
<b>移転先19</b>	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による妊娠高血圧症候群等医療費助成金の支給に関する事務	
③移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 1万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満          2) 1万人以上10万人未満          3) 10万人以上100万人未満          4) 100万人以上1,000万人未満          5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	隨時	

①法令上の根拠		福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター(移転先21以降は別紙3に掲載)																																																			
②移転先における用途		児童福祉法による療育の給付に関する事務																																																			
③移転する情報		住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)																																																			
④移転する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>																																																			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		区域内の住民																																																			
⑥移転方法		<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>																																																			
⑦時期・頻度		随時																																																			
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>																																																					
①保管場所 <b>※</b>		<p>(墨田区における措置)</p> <p>・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。</p> <p>※「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバー室はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なおクラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理者が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/27018の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保有を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>																																																			
②保管期間		<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="10">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		<選択肢>										1) 1年未満	2) 1年	3) 2年								4) 3年	5) 4年	6) 5年								7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上								10) 定められていない									
<選択肢>																																																					
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																																																			
4) 3年	5) 4年	6) 5年																																																			
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																																																			
10) 定められていない																																																					
		<p>・住民票が消除されない限り、情報は保存される。ただし、改製前の住民票及び消除された住民票は、住民基本台帳施行令第34条第1項に定めるとおり、改製又は消除した日から150年間保管する。</p> <p>・住民票の異動届出書は、住民基本台帳施行令第34条第3項に定めるとおり、その受理した日から1年間保管する。</p>																																																			

③消去方法

（墨田区における措置）

- ・保存年限を経過した届出書等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。
- ・保管期間を過ぎた住民基本台帳ファイルはシステムにて自動的に消去する。

（中間サーバー・プラットフォームにおける措置）

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。
- ②通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ③ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。

（ガバメントクラウドにおける措置）

- ①特定個人情報の消去は墨田区からの操作によって実施される。墨田区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、墨田区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなつた環境の破棄等を実施する。

7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	<p>[ システム用ファイル ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)※ 消除者を含む。
④記録される項目	<p>[ 10項目以上50項目未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> </li> <li>・連絡先等情報           <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <p>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> </li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報は住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載などに係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	窓口課 各出張所

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人									
	[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署	( )								
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等	( )								
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人	( )								
	[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者	( )								
②入手方法	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ								
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム									
	[ <input type="checkbox"/> ] その他	( )								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、入手する。									
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理したうえで、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。									
⑤本人への明示	市区町村CSが既存住基システムから本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。									
⑥使用目的 <b>※</b>	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。									
<b>変更の妥当性</b>										
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	窓口課 各出張所								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6) 1,000人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[ <input type="checkbox"/> ] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満		6) 1,000人以上
[ <input type="checkbox"/> ] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満								
	6) 1,000人以上									
⑧使用方法 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</li> <li>・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー・全国サーバー)。</li> </ul>									
	<b>情報の突合 <b>※</b></b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>								
	<b>情報の統計分析 <b>※</b></b>	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等事務処理実績の確認のための統計のみ行う。								
<b>権利利益に影響を与える決定 <b>※</b></b>		該当なし								
⑨使用開始日	平成27年6月1日									

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託しない	[<選択肢>]	1) 委託する	2) 委託しない
	( ) 件			

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市区町村から受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報の通知等)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※ 消除者を含む。
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、隨時。

提供先2~5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)※ 消除者を含む。
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <b>※</b>		・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全序的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間 〔 20年以上 ]	<選択肢> 1) 1年未満      2) 1年      3) 2年 4) 3年      5) 4年      6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない
③消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、消去する。
7. 備考		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)
④記録される項目	<選択肢> [ 50項目以上100項目未満 ] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> </ul> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報 )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報</li> <li>・個人番号カードの券面記載事項として、法令に制定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)           <ul style="list-style-type: none"> <li>機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	窓口課 各出張所

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人									
	[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署	( )								
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等	( )								
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人	( )								
	[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者	( )								
②入手方法	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ								
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム									
	[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (既存住基システム)	( )								
③入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。									
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。									
⑤本人への明示	区が機構へ個人番号通知書などの送付先住所を通知することについて、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。									
⑥使用目的 <b>※</b>	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。									
⑦使用の主体		変更の妥当性								
⑧使用方法 <b>※</b>	使用部署 <b>※</b>	窓口課 各出張所								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ <input type="checkbox"/> ] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ <input type="checkbox"/> ] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑨使用開始日		平成27年10月5日								

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託しない	[<選択肢>]	1) 委託する	2) 委託しない
	( ) 件			

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)								
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)								
②提供先における用途	市区町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。								
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )									
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。								

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <b>※</b>		・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記帳)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全序的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年 4) 3年                  5) 4年                  6) 5年 7) 6年以上10年未満                  8) 10年以上20年未満                  9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行われないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1)住民基本台帳ファイル

1 世帯番号 2 世帯主カナ氏名 3 世帯主漢字氏名 4 行政区コード 5 現住所郵便番号  
6 現住所自治体コード 7 現住所町字コード 8 現住所 9 現住所方書コード 10 現住所方書 11 異動事由  
12 宛名番号 13 除票区分 14 住民異動日 15 住民届出日 16 住定異動日 17 住定異動事由  
18 住定届出日 19 住定届出事由 20 カナ氏名 21 漢字氏名 22 性別コード 23 生年月日  
24 続柄コード 25 本籍自治体コード 26 本籍郵便番号 27 本籍 28 筆頭者漢字 29 旧姓漢字  
30 住民票コード 31 前住所自治体コード 32 前住所郵便番号 33 前住所 34 前住所方書  
35 前住所世帯主漢字 36 転出予定地自治体コード 37 転出予定地郵便番号 38 転出予定地  
39 転出予定地方書 40 転出予定地世帯主漢字 41 転出確定地自治体コード 42 転出確定地郵便番号  
43 転出確定地 44 転出確定地方書 45 転出確定地世帯主漢字 46 最終住民登録地自治体コード  
47 最終住民登録地郵便番号 48 最終住民登録地 49 最終住民登録地方書 50 最終住民登録地世帯主漢字  
51 未届期間開始 52 未届期間終了 53 付記事項(備考) 54 除票異動日 55 除票届出日 56 除票届出日  
57 除票届出事由 58 外国人本名カナ 59 外国人本名漢字 60 外国人通称カナ 61 外国人通称漢字  
62 外国人併記名漢字 63 外国人併記名カナ 64 国籍コード 65 国籍漢字 66 在留カード等番号  
67 在留資格コード 68 在留資格漢字 69 30の45区分 70 在留期間 71 在留期限満了日  
72 外国人生年月日 73 外国人住民異動日 74 外国人住民届出日 75 外国人住定異動日  
76 外国人住定異動事由 77 外国人住定届出日 78 外国人住定異動事由 79 居住地届出フラグ  
80 通称履歴 81 個人番号 82 シリアル番号 83 旧氏 漢字 84 旧氏 ふりがな

### (2)本人確認情報ファイル

1 住民票コード 2 漢字氏名 3 外字数(氏名) 4 ふりがな氏名 5 清音化かな氏名 6 生年月日 7 性別  
8 市町村コード 9 大字・字コード 10 郵便番号 11 住所 12 外字数(住所) 13 個人番号 14 住民となった日  
15 住所を定めた日 16 届出の年月日 17 市町村コード(転入前) 18 転入前住所 19 外字数(転入前住所)  
20 続柄 21 異動事由 22 異動年月日 23 異動事由詳細 24 旧住民票コード  
25 住民票コード使用年月日 26 依頼管理番号 27 操作者ID 28 操作端末ID 29 更新順番号  
30 異常時更新順番号 31 更新禁止フラグ 32 予定者フラグ 33 排他フラグ 34 外字フラグ  
35 レコード状況フラグ 36 タイムスタンプ 37 旧氏 漢字 38 旧氏 外字数 39 旧氏 ふりがな  
40 旧氏 外字変更連番

### (3)送付先情報

1 送付先管理番号 2 送付先郵便番号 3 送付先住所 漢字項目長 4 送付先住所 漢字  
5 送付先住所 漢字 外字数 6 送付先氏名 漢字項目長 7 送付先氏名 漢字 8 送付先氏名 漢字 外字数  
9 市町村コード 10 市町村名 項目長 11 市町村名 12 市町村郵便番号 13 市町村住所 項目長  
14 市町村住所 15 市町村住所 外字数 16 市町村電話番号 17 交付場所名 項目長 18 交付場所名  
19 交付場所名 外字数 20 交付場所郵便番号 21 交付場所住所 項目長 22 交付場所住所  
23 交付場所住所 外字数 24 交付場所電話番号 25 カード送付場所名 項目長 26 カード送付場所名  
27 カード送付場所名 外字数 28 カード送付場所郵便番号 29 カード送付場所住所 項目長  
30 カード送付場所住所 31 カード送付場所住所 外字数 32 カード送付場所電話番号 33 対象となる人数  
34 処理年月日 35 操作者ID 36 操作端末ID 37 印刷区分 38 住民票コード 39 氏名 漢字項目長 40 氏名 漢字  
41 氏名 漢字 外字数 42 氏名 かな項目長 43 氏名 かな 44 郵便番号  
45 住所 項目長 46 住所 47 住所 外字数 48 生年月日 49 性別 50 個人番号  
51 第30条の45に規定する区分 52 在留期間の満了の日 53 代替文字変換結果 54 代替文字氏名 項目長  
55 代替文字氏名 56 代替文字住所 項目長 57 代替文字住所 58 代替文字氏名位置情報  
59 代替文字住所位置情報 60 外字フラグ 61 外字パターン 62 旧氏 漢字 63 旧氏 外字数 64 旧氏 ふりがな 65 旧氏 外字変更連番 66 ローマ字 氏名 67 ローマ字 旧氏

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
(1)住民基本台帳ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と同一世帯員以外の情報を誤って記載するがないような書面様式とする。</li> <li>・区内又は他の市区町村から情報を入手する際は該当者以外の情報を入手しないようにし、文書による照会としている。やむを得ず、電話で照会する場合は折り返しの回答としている。</li> <li>・既存住基システムへ情報登録を行う際、届出内容を複数人で確認し対象者以外の情報入手を防止する。</li> </ul>		
必要な情報以外を入手するなどを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が必要な情報以外を誤って記載するがないような書面様式とする。</li> <li>・記入例を記載台、ホームページに掲示する。</li> <li>・住民票の記載等に係る住民基本台帳以外を登録できないことをシステム上で担保する。</li> </ul>		
その他の措置の内容	来庁者が多い本庁舎については、フロアマネージャーを配置し、来庁者に適切な案内を行う。		
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動届においては住基法第27条の規定に基づき、書面において本人又は代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。</li> <li>・誤って記載された申請書は裁断し、復元されないようにする。</li> <li>・聴聞の結果は、必要な箇所以外文書化しない。</li> <li>・システムを利用する職員を限定し、パスワード及び生体認証による本人認証を行う。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面にて、個人番号カード(同条第17条)や写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を受け、本人確認を行う。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が申請時に個人番号等の提示を受けて確認し、本人にも確認してもらう。</li> <li>・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> </ul>		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。また、必ず本人確認も行う。</li> <li>・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当区で定める規定に基づいて管理し、保管する。</li> <li>・特定個人情報に誤りがありそれを訂正する際には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管することとする。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面による場合は、本人から直接受け取ることを原則とする。また、郵送による場合は、受付簿に記載し、処理が終わったらチェックし、さらに即日処理することで漏えい、紛失を防止している。</li> <li>・住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付きの書庫に保管する。</li> <li>・既存住基システムは住基ネットワーク以外とは外部接続できない仕組みである。</li> <li>・住基ネットワークでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</li> <li>・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付けている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p>		

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

セキュリティ対策を審議するため、セキュリティ会議を設置する。

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	宛名番号をキーとして連携することにより、既存システム等で別の特定個人情報または不必要的特定個人情報が連携しないようシステム上で担保する。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	府内システムにおける既存住基システムへのアクセスは市町村CSに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。		
他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要のある職員毎にユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードと生体認証による多要素認証とする。</li> <li>・作業終了後は必ずログアウトすることで、なりすましによる不正アクセスを防止している。</li> <li>・共有パスワードは設定しない。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p>アクセス権限管理責任者は、アクセス権限を付与する職員を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。</p> <p>(1)発効管理:業務に必要な権限のみ申請し、発効管理簿に記録を残す。</p> <p>(2)失効管理:退職・人事異動情報を確認し、失効申請をし、失効管理簿に記録を残す。</p>		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作履歴責任者はシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、7年間保管する。</li> <li>・本人確認情報の検索に不正な操作の疑いがある場合は、申請等との整合性を確認する。</li> <li>・操作履歴は業務名、操作者及び操作日時等を記録する。</li> </ul>		
他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作履歴責任者はシステムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</li> <li>・違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲に留め、必要なくなり次第廃止する。

[REDACTED]

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用と能力を確認する。例えば、プライバシーマーク(個人情報の取り扱いを適切に行う体制等の整備していることを認定したマーク)の使用が認められている委託先であること。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧/更新権限を持つ者を必要最小限にする。</li> <li>・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。		
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる等、検査に協力することとしている。</li> </ul>		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報を外部出力を不可とする等の情報システム外部委託規定を設け、それに基づき、ルールの遵守・確認を行っている。		
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期限を過ぎているものを外部業者にて溶解処理</li> <li>・また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当区職員が現地調査をすることも可能とする。</li> </ul>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<p>機密保持契約として以下のことを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報漏えいの防止及び秘密保持</li> <li>・再委託承諾のない再委託の禁止</li> <li>・個人情報の第三者への提供の禁止</li> <li>・個人情報の委託目的以外の使用の禁止</li> <li>・個人情報の適正な保管・廃棄・返還</li> <li>・個人情報の複写・複製の禁止</li> <li>・調査及び検査に応じる義務</li> <li>・事故発生の報告義務</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	-		
他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ] 提供・移転しない

## リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	既存住基システムの整合性確認作業の際、(個人情報、4情報)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理している
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報移転先から「個人情報目的外利用申請書」を求め、情報移転元がその法的根拠を判断し、適当と判断したもののみ、情報の移転を許可することを墨田区電子計算組織管理運営要綱に定めている。
その他の措置の内容	保有する特定個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理責任者を設置している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやり取りすることにより、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	府内連携システムでは本業務で保有する情報の全てを連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。

## リスクへの対策は十分か

リスクに対する措置の内容	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---

## 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、個人所有のものは用いず予め登録したものを用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで府舎内ののみの移転だけを認める。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックして実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※ 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ ] 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から</p>		

リスクに対する措置の内容	<p>①セイユリアイ官理機能(※)により、情報提供データベースへの接続に伴う他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※ 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットホームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスクに対する措置の内容	<p>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>※特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
---	---

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>〈墨田区における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可燃媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。</li> <li>・監視カメラを設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>・入退室時には、記録簿に入室した者の氏名や入退室時間を記帳する。</li> </ul> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込がないよう、警備員などにより確認している。</li> </ul> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)リストに登録されたクラウドサービス調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に認可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>〈墨田区における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピューターウィルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のバージョンをインストールする。</li> </ul>

具体的な対策の内容	<p>のものを使用する。本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピューターウイルス対策の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。</p> <p>また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順にしたがって情報セキュリティホールに関する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関する情報を含む)を定期的に(コンピューターウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうか確認する。</p> <p>・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを設置している。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約者となっている。</p> <p>②墨田区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する。「ASP」をいう。)に規定する。「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤墨田区が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する場合は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦墨田区やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧墨田区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>		
	⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし
	その内容		
	再発防止策の内容		
	⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している      2) 保管していない
	具体的な保管方法	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	
	その他の措置の内容	-	
	リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	既存住基システムの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。</li> <li>・また、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            データの復元がなさないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO／IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により当区CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ）を設ける。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。</li> <li>入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当区で定める規定に基づいて管理し、保管する。</li> <li>本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、住民基本台帳ネットワークシステムの各要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構が作成・配布する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</li> <li>操作者の生体認証を行う。</li> <li>ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。 ※ 市町村CSのサーバー上で稼動するアプリケーション。当区システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバー自体には、外部からのこじ開けなどに対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行かない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	府内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2)十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2)行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2)行っていない
具体的な管理方法	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1)発効管理:業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2)失効管理:退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2)行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、当区CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について定められた期間安全な場所に施錠保管する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2)十分である
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2)十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。		

リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。			

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供ルール	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
特定個人情報の消去ルール	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[ ] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報(個人情報、4情報)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに墨田区個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供を行う。		
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	相手方(都道府県サーバ)と当区CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた場合は、当区CSへの登録時点での項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(都道府県サーバ)と当区CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可燃媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。</li> <li>・監視カメラを設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>・入退室時には、記録簿に入室した者の氏名や入退室時間を記帳する。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正プログラム対策</li> <li>・コンピューターウィルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウィルスバーンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピューターウィルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順にしたがって情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウィルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピューターウィルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうか確認する。</li> <li>・不正アクセス対策</li> <li>本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	
再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	既存住基システムの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。</p> <p>磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。</p> <p>また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようになる。</p> <p>帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>		
他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-/ 本人確認情報の通知及び記録）等により当区CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応した個人番号を適切に習得できることを、システムにより担保すること。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不用となる）ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、住民基本台帳ネットワークシステムの各要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配布する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の生体認証を行う。 ・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付けれる。 ※ 当区CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。当区システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじ開けなどに対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市町村CSへのアクセスは既存基システムに限定しており、また、既存基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたヤゲメントにあるハブには権限の無い者が機器を		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

#### リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。				
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1)発効管理:業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2)失効管理:退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、当区CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセス・ログ、操作ログ)を記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている			

#### リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

#### リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人情報、4情報)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに墨田区個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供を行う。
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ハードディスク、USBメモリ、CDへの書き込みをシステム側で禁止している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可燃媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する指紋認証設備を設置する。</li> <li>・監視カメラを設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>・入退室時には、記録簿に入室した者の氏名や入退室時間を記帳する。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピューターウィルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</li> <li>・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピューターウィルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。また同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順にしたがって情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウィルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピューターウィルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを判断する。</li> </ul> <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	
再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認とともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度、作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機関において適切に管理され市区町村では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。		
--------------	---	--	--

リスクへの対策は十分か

- |             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-------------|-------------|---|

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	
他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置

送付先情報ファイルは、機関への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機関において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。
---

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	(墨田区における措置) 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。  (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	(墨田区における措置) ・外部監査 民間機関等により調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置  (中間サーバー・プラットホームにおける措置) ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (ガバメントクラウドにおける措置) ガバメントクラウドについては政府情報のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	(墨田区における措置) ・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。  (中間サーバー・プラットフォームにおける措置) ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施することとしている。

### 3. その他のリスク対策

(中間サーバー・プラットフォームにおける措置) 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を
---

実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する墨田区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。またガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、墨田区に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて疑義が生じる場合は、墨田区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel 03-5608-6100, 5608-6102
②請求方法	墨田区個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	代理人による請求については、委任状による本人の意向確認が必要。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用の負担が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿
公表場所	墨田区役所1階 区民情報コーナー
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6100, 5608-6102
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月11日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる      2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	ホームページ及び「区のお知らせ」で周知の上、ホームページ及び墨田区役所で評価書を閲覧に供し、意見を募集した。
②実施日・期間	令和2年2月28日(金)から令和2年3月30日(月)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見は0件であった。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年5月22日(金)から令和2年6月5日(金)まで
②方法	墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会にて第三者点検を行った。 ※「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間中であることを鑑み、書面開催により実施した。
③結果	「全項目評価書の内容について、適合性及び妥当性の観点から点検を行った結果、その記載内容は特定個人情報保護評価規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)及びこれに基づく指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らしても問題は認められない。」旨の答申が出された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所